

## 平成27年度(第66回)全国労働衛生週間について

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で66回を迎え、この間、国民の労働衛生意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じ、労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

労働者の健康をめぐる状況をみると、平成26年の精神障害の労災支給決定件数が497人(過去最多)、脳・心疾患の労災支給決定件数が277人となっていること、勤務問題を原因・動機の一つとする自殺者が2,200人となっていること、近年我が国において過労死等が多発し大きな問題となっていることなど職場におけるメンタルヘルズ対策や過重労働による健康障害対策が重要な課題となっています。

また、業務上疾病の被災者は長期的には減少していますが、平成26年は前年から105人増加して7,415人となり、疾病別では腰痛が186人増加して4,624人となっています。

さらに、化学物質による疾病は溶剤、薬品による薬傷・やけど等が多く、特別規定による規制がない化学物質を原因とした労災事案の発生等の新たな問題も生じています。

このような状況から平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設、②化学物質の表示義務対象の拡大及び一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然に防止する仕組みを充実させています。

また、平成26年11月施行の過労死等防止推進法に基づき、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が定められました。

このような背景を踏まえ、今年度は、

### 「職場発！ 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間をが実施されます。事業場における労働衛生意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう。

#### 実施期間

平成27年10月1日から10月7日まで（平成27年9月1日から9月30日までは準備期間）

#### 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ① 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ② 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ③ 労働衛生週間に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

このほか、全国労働衛生週間に関することは、厚生労働省、岐阜労働局、中央労働災害防止協会のホームページ等をご参照ください。

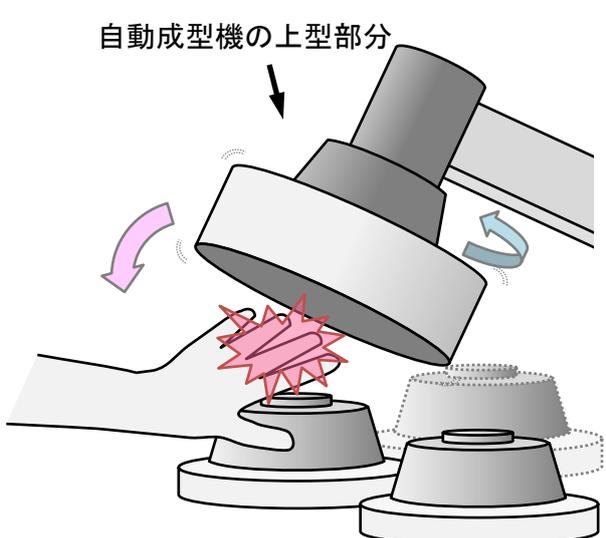
### 主要な業種別労働災害発生状況(平成26年と平成27年の比較 7月末現在速報値)

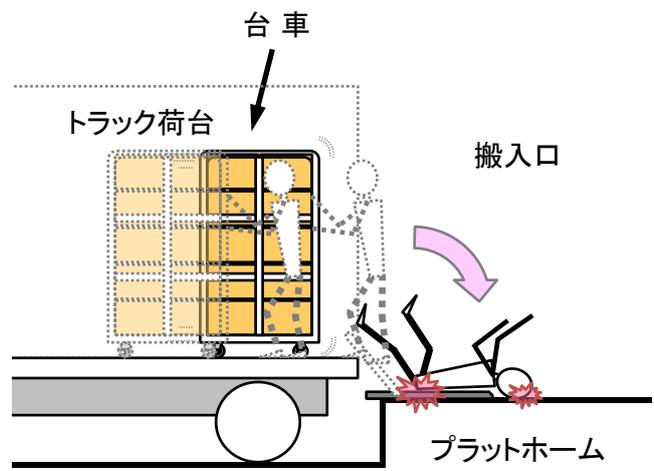
業種別	平成27年 (1月～7月)	平成26年 (1月～7月)	増減数	増減率	構成率
全産業	158	169 ( 1 )	-11 ( -1 )	-6.5%	100.0%
製造業	65	65	0	0.0%	41.1%
食料品	15	11	4	36.4%	9.5%
窯業土石	22	26	-4	-15.4%	13.9%
機械金属等	17	19	-2	-10.5%	10.8%
建設業	13	19	-6	-31.6%	8.2%
土木工事	2	3	-1	-33.3%	1.3%
建築工事	6	13	-7	-53.8%	3.8%
運送業	12	17 ( 1 )	-5 ( -1 )	-29.4%	7.6%
陸上貨物	11	14 ( 1 )	-3 ( -1 )	-21.4%	7.0%
農林・畜産・水産業	2	1	1	100.0%	1.3%
商業等	65	67	-2	-3.0%	41.1%
小売業	17	25	-8	-32.0%	10.8%
社会福祉	3	13	-10	-76.9%	1.9%
接客娯楽業	20	18	2	11.1%	12.7%
ゴルフ場	13	15	-2	-13.3%	8.2%

※ この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上死傷災害を集計したものです。

※ カッコ書きの数値は、死亡者の内数です。

災害事例

災害発生概要		自動成型機に手指をはさまれる									
業種	製造業	職種	成型工	年齢	50代	性別	男	災害程度	休業見込み 1週間	経験	16年
発生状況	食器の自動成型ラインの管理作業中、成型時に削り出される不要な原材料が自動成型機の型に付着しているのを見つけ、自動成型機を停止せず手で取り除こうとしたところ、型の間に手をはさまれた。					事故の型		はさまれ ・巻き込まれ		起因物	その他の一般動力機械
	<p>〈概略図〉</p>  <p>自動成型機の上型部分</p>										
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動成型機の運転を停止せず、可動部分へ手を入れたこと。</li> <li>・自動成型機の可動部分ではさまれ、巻き込まれるおそれのある箇所には、囲い、覆い又は安全装置等が取り付けられていなかったこと。</li> </ul>										
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械設備の清掃、点検、調整等の作業を行う時は、機械設備の運転を停止して実施する。</li> <li>・機械設備の可動部分で作業者の身体がはさまれ、巻き込まれるおそれのある箇所には、囲い、覆いを設ける。作業の性質上、囲い、覆いを設けることが著しく困難な場合は、安全装置を設置する等はさまれ、巻き込まれを防止する措置を講ずる。</li> <li>・今回の労働災害の発生を契機に安全衛生教育を実施して、労働者の安全衛生意識の高揚を図る。</li> </ul>										

災害発生概要		トラックの荷台から墜落した									
業種	運送業	職種	運転手	年齢	50代	性別	男	災害程度	休業見込み 2カ月	経験	1年
発生状況	配送先の納入口において、トラック荷台から台車に乗せた荷の降ろす作業中、トラックの荷台後部の昇降機構が荷台の高さにしていると、後ろ向きで台車を引っ張って運搬していたため、昇降機構が下がっていることに気が付かず、荷台から足を踏み外して搬入口のプラットホームへ墜落した。					事故の型		墜落・転落		起因物	トラック
	<p>〈概略図〉</p>  <p>台車 トラック荷台 搬入口 プラットホーム</p>										
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラックの荷台後部の昇降機構が荷台と同じ高さになっていると思い込んでいたこと。</li> <li>・台車を引っ張って運搬するとき後方の足元を確認しないで、運搬していたこと。</li> </ul>										
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラックの荷台後部の昇降機構の高さについて、指差し呼称を行う等の方法により位置を確認する。</li> <li>・台車により荷を運搬するときは、荷台の進行方向の状況を確認できる位置で使用し、やむを得ず後ろ向きで引っ張るときであっても進行方向、足元を確認しながら運搬する。</li> </ul>										